

生活保護法指定医療機関制度が変わります

生活保護法の改正に伴い、指定医療機関制度が以下のとおり見直されました。

【施行日：平成26年7月1日】

1 指定の有効期間（更新制）の導入（新法第49条の3）（現在は無期限）

ア 指定医療機関の指定更新

指定医療機関は6年ごとに指定更新を受けなければ、期間の経過によってその効力を失います。

イ 指定更新のみなし

指定医療機関の指定を受けた日から、当該開設者である医師もしくは薬剤師、またはその家族のみが診療もしくは調剤に従事しているものについては、その指定の効力を失う日（指定を受けた日から6年後の同日）の6か月から3か月前日までに別段の申し出がないときは、更新の申請があったものとみなされます。当該医療機関に該当する場合は、指定更新は必要ありません。

2 指定事務に係る変更

ア 旧法の指定を受けている指定医療機関（改正法附則第5条）

旧法の指定を受けている指定医療機関は、平成26年7月1日付けで新法第49条に基づく指定を受けたものとみなされますが、1年以内に新法に基づく指定申請が必要です。

申請書、誓約書を県本庁又は事業所の所在地を管轄する福祉事務所へ提出してください。

平成27年6月30日までに申請しなければ指定の効力を失います。

※申請書、誓約書の例は岐阜県庁のホームページからダウンロードできます。
(岐阜県 (<https://www.pref.gifu.lg.jp/index.html>) — 子ども・女性・医療・福祉 — 地域福祉・その他 生活保護 — 生活保護に関する手続)

最初の指定更新

- 健康保険法による指定の効力が失われる日の前日までに行ってください。
※ただし、平成27年6月30日までに健康保険法による指定の効力が失われる場合は、当該日から6年以内に指定更新手続きを行います。
- 訪問看護ステーションは、介護保険法の指定の有効期間の満了日までに最初の更新を行ってください。
※ただし、平成27年6月30日までに介護保険法の指定の有効期間が満了する場合は、当該日から6年以内に最初の指定更新手続きを行います。

イ 平成26年7月1日以降に指定医療機関の新規指定申請を行う場合（新法第49条の2）

指定を受けようとする医療機関の開設者は、以下の書類を県本庁又は事業所の所在地を管轄する福祉事務所へ提出してください。

①申請書

②誓約書

（新法第49条の2第2項第2号から第9号までに規定する指定の欠格事由に該当しないことの誓約を記載した書類）

※申請書様式、誓約書の例は岐阜県庁のホームページからダウンロードできます。

（岐阜県（<https://www.pref.gifu.lg.jp/index.html>） — 子ども・女性・医療・福祉 — 地域福祉・その他 生活保護 — 生活保護に関する手続）

3 指定医療機関の指定要件及び指定取消要件の明確化

ア 指定の要件（新法第49条の2）

○下記のいずれかに該当するときは、指定医療機関として指定されません。

（例）・当該申請に係る医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関または保険薬局ではないとき。

- ・申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・申請者が、指定医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

イ 指定の取消要件（新法第51条）

○下記のいずれかに該当するときは、その指定が取消され、又は期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力を停止される場合があります。

（例）・指定医療機関が、健康保険法に規定する保険医療機関または保険薬局でなくなったとき。

- ・指定医療機関の開設者または管理者が、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- ・指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があったとき。

4 不適切な事案への対応の強化

ア 過去の不正事案への対応（新法第54条）

指定医療機関の管理者であった者等についても報告徴収や検等の対象となります。

イ 不正利得の徴収金（新法第78条）

偽りその他不正な手段により医療の給付に要する費用の支弁を受けた指定医療機関は、その返還するべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金額が徴収される場合があります。

※旧 法：改正前の生活保護法

新 法：改正後の生活保護法（平成26年7月1日施行）

改正法：生活保護法の一部を改正する法律（平成26年7月1日施行）